

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年7月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2600049 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600007 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑦までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄 (請求期間)	第二欄 (標準賞与額)
① 平成 28 年 12 月 30 日	8 万円
② 平成 30 年 12 月 28 日	8 万円
③ 令和元年 7 月 31 日	10 万円
④ 令和元年 12 月 27 日	9 万 2,000 円
⑤ 令和 2 年 7 月 29 日	6 万 2,000 円
⑥ 令和 2 年 12 月 30 日	6 万 2,000 円
⑦ 令和 3 年 3 月 31 日	5 万円

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 12 月 30 日
② 平成 30 年 12 月 28 日
③ 令和元年 7 月 31 日
④ 令和元年 12 月 27 日
⑤ 令和 2 年 7 月 29 日
⑥ 令和 2 年 12 月 30 日
⑦ 令和 3 年 3 月 31 日

A 社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金取引明細照会（流動性）及び賞与明細書並びに A 社及び同社の給与計算事務を受託している社会保険労務士事務所が提出した請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑦までにおいて、A 社から同表の第二欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から前述の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

第一欄（請求期間）	第二欄（標準賞与額）
① 平成 28 年 12 月 30 日	8 万円
② 平成 30 年 12 月 28 日	8 万円
③ 令和元年 7 月 31 日	10 万円
④ 令和元年 12 月 27 日	9 万 2,000 円
⑤ 令和 2 年 7 月 29 日	6 万 2,000 円
⑥ 令和 2 年 12 月 30 日	6 万 2,000 円
⑦ 令和 3 年 3 月 31 日	5 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。